

第201200093981号

平成24年9月12日

各 総 合 事 務 所 長

各市町村障がい福祉担当課長

} 様

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長

(公 印 省 略)

身体障害者（呼吸器機能障害）認定基準に関する疑義について（通知）

このことについて、肺移植に関する認定基準が不明瞭であったため、今後の認定基準を下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご承知ください。

なお、このことについては、以下ホームページに掲載していますので併せてご承知ください。

（担当：障がい福祉課認定担当 石田 電話：0857-26-7152）

（HP：<http://www.pref.tottori.lg.jp/91984.htm>）

記

身体障害者福祉法第4条別表に係る「呼吸器機能障害」について、肺移植を行った者が、抗免疫療法の継続を要する期間中は、1級として認定する。

※心臓、じん臓及び肝臓に係る移植を行った場合と同様。